

租税特別措置法施行令

- (イ) 第41条
 - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 - (a) 新築されたもの
 - (b) 建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - (c) 新築されたもの
 - (d) 建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - (e) 新築されたもの
 - (f) 建築後使用されたことのないもの
- (ロ) 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）
 - (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの
 - (b) (a) 以外

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	家屋番号
取得の原因（移転登記の場合）	（１）売買 （２）競落

久喜市長 貴志信智 印

(注1) { }の中は、該当するものをそれぞれ○印で囲む。
(注2) 取得の原因については、該当するものを○印で囲む。